

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
商工労働部 雇用推進室	<p>管内出張について、システムへの登録が行われておらず、旅費が未払となっているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1368 642"><thead><tr><th data-bbox="507 512 620 575">職員</th><th data-bbox="620 512 869 575">出張先</th><th data-bbox="869 512 1139 575">出張日</th><th data-bbox="1139 512 1368 575">未払旅費額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="507 575 620 642">A</td><td data-bbox="620 575 869 642">大阪市中央区</td><td data-bbox="869 575 1139 642">令和3年12月20日</td><td data-bbox="1139 575 1368 642">360円</td></tr></tbody></table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪市中央区	令和3年12月20日	360円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	未払旅費については、追給手続きを行い、支払を行った。 また、本事例について所属内で共有し、管内出張のシステムへの登録漏れがないように注意喚起を行った。 今後は、承認者等による確認を徹底し、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。
職員	出張先	出張日	未払旅費額								
A	大阪市中央区	令和3年12月20日	360円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年6月13日から同年8月25日まで）